

●香川県監査委員公表第40号

平成29年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 森 裕 行

包括外部監査の結果に対する措置状況

香川県が設置する施設のうち、病院及び県営住宅の管理・運営状況とそれに関連する事務

1 県立病院

所 属	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
県立病院課	収入プロセス	貸倒引当金の算定に当たっては、不納欠損実績のみによっている。実質的な債権回収の可能性等を考慮し、債権の評価を行う必要がある。また、病院別の債権回収実態を適切に反映できるよう、病院別の貸倒実績率を算定する必要がある。	平成30年3月に全国の都道府県に調査を行い、その結果を参考に、債権の実態に即した貸倒引当金を今年度内に計上することとした。 また、病院別の貸倒実績率の算定については、平成29年度中に行つた。
県立病院課	その他	書式の宛先等につき、病院事業管理者とするべきところ、香川県知事となっているものがある。書面フォーマットを修正し、実態に合わせる必要がある。	病院長から病院事業管理者へ提出する書類の書式について、平成29年度中に病院事業管理者宛へフォーマットを修正した。
中央病院	固定資産管理プロセス	1件250万円以上の資産については県立病院課で行われるべきところ、一式とされる調達について、個々の資産が250万円未満であることから、病院で調達事務が行われているものが見られた。香川県病院局財務規程に準拠した調達を徹底するべきであり、固定資産の取得権限を判断する取得金額の判断単位について、「一体として使用するもの」等の目安を設け、事例を示して周知することが望まれる。	平成30年3月に実施した担当者会において、「一体として使用するもの」の定義を「単独で使用できず、付属設備を一体として使用するもの」として、具体的な事例を示した上で周知し、一式として1件250万円以上の器械備品の調達については、もれなく県立病院課での審査会に諮り、調達することとした。
中央病院 丸亀病院	固定資産管理プロセス	固定資産の定期的かつ網羅的な実査が行われていない。実査によ	固定資産確認リストを作成し、遊休資産の有無の確認を行うこと

白鳥病院		り、遊休資産の有無を確認するとともに固定資産台帳の正確性を検証する必要がある。	もに、該当部署等と協力して実査することとした。
		除却に関する手続きが行われていない物品がある。除却するべきものの対象を明確にし、除却が速やかに行われるよう、除却手続を明確に定め、現況を把握できる状況とし、適時固定資産台帳にも反映させる必要がある。	固定資産の実査において、除却対象物品を明確に把握し、固定資産台帳に反映させることとした。 また、今年度より院内の固定資産除却マニュアルを定め、台帳管理する事務局への報告もれが生じないようにし、各部署に周知徹底した。
中央病院	その他	各年度末において不明な残高が生じた際には、次年度以降も当該内容の検証を継続し不明残高の解消にむけた管理を行うとともに、不明残高が生じることのないよう適時適切に会計処理を行う必要がある。	例月出納検査の際、不明残高が生じないよう、数値の不整合があった場合の総勘定元帳や未収金整理簿のチェックをルール化し、直ちに原因究明を行い、適切に会計処理を行うこととした。
白鳥病院	経費未払金プロセス	支出伺及び請求書に基づく支払いの適正性を確保するため、支払担当以外の者が、金融機関から企業出納員に報告された振替済通知書と照合し、事後確認すべきである。	平成30年度から財務会計システムを改修し、支出手続後に金融機関から発行される振替済通知書に、検印欄を設け、企業出納員等支払担当者以外の者が、支払が適切に実施されていることを確認した上で、2人が検印を行うこととした。 また、本業務について平成31年3月から、現在病院局ワーキンググループで作成中の業務マニュアルにも記載することとした。
	その他	守衛室における夜間の預り金（病院としての小口現金）について、月末現金残高全体の現金実査が実施されていない。少なくとも月末残高の実査を実施するとともに、預り金精算一覧上も、閲覧者である医事担当者の検印を残すべきである。また、残高を確定した後に、月次で会計処理を行うことが望まれる。	平成29年度中に、夜間預り金について、医事担当者及び委託業者により、毎日現金実査を行うこととし、検印を残すこととした。 また、残高確定後の月次会計処理についても同様の処理を実施済である。
		未収債権と両建てで計上されて	未収債権と両建てで計上されて

	いる預り金が25,000円みられた。会計上、医業未収金と預り金を相殺するとともに、未収金整理簿上も債権額の修正を行う必要がある。	いる預り金については、これまで債務者への返金手続が終わるまで、相殺処理をしていなかったが、再発防止策として平成29年度中に、債権額が確定次第医業未収金と預り金を相殺処理することとし、該当債権は直ちに経理処理を行い、未収金整理簿上も債権額の修正を行った。
--	--	--

2 県営住宅（所管課 住宅課）

項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
募集停止及び家賃	団地の管理方法や状況について、過去からどのように管理されてきたのか、重要事項については、決定経緯などは後の管理や決定にも必要な情報であり、記録され、情報が保存される必要がある。	募集停止時期、家賃計算、家賃の減額などの管理についての重要な事項は、県と指定管理者との情報共有のため「情報共有簿」を新たに作成し、平成30年4月から決定経緯を記録し、残すこととした。
利用されていない資産	県の資産である土地が、特定の民間人のみが利用できる状態で放置されている。対応を検討することが望まれる。	全団地を調査し、平成30年3月に、特定の民間人のみが利用できないように、車止めを設置し対応した。
家賃、退去手続及び駐車場	入居者等から提出された申請書に受付印を押印していないものがあるが、もれなく押印することが望まれる。	平成30年3月から、すべての申請書に受付印を押印することとした。
敷金	敷金について、年度末残高の照合は行ってこなかったため、県財務システムの住宅敷金の額と、住宅管理システムの敷金の額が一致していない。	平成29年度徴収分の敷金について、県財務システムと住宅管理システムのそれぞれ敷金の増減が一致していることを平成30年7月に確認した。 今後も引き続き、年度末で必ず県財務システムと住宅管理システムでの敷金の増減が一致していることを確認し、年度内で差異が発生しないようにする。
共用部分	勅使団地においては、共用部に資材が置かれていた。また、観音寺常磐団地の駐車禁止エリアには、改造中と思われる自動車がシートをかけて置かれており、付近の通路や空きスペースには、タイヤなどが置かれ	平成30年4月に、指定管理者が、資材や自動車の持ち主を確認の上、その入居者に対して、撤去を求め、現在、持ち主において徐々に撤去している。引き続き、撤去を催促する。

	ている。これらは、産業廃棄物の不法投棄とも考えられる。早期に撤去を求める必要がある。	
	放置自動車については、放置の事実について、指定管理者に報告を求めるとともに、早期撤去に向けた対応を検討する必要がある。	平成30年6月に、指定管理者に報告を求め、所有者等に対して撤去を求め、一部については、所有者が撤去した。撤去されていないものは、引き続き、撤去するよう催促する。 所有者等の行方が分からぬ場合は、香川県放置自動車の処理に関する条例（平成16年香川県条例第56号）の規定により、撤去を進めることとした。
	建物内共有スペースに、本来あるべきではないものが置かれているので、適切に管理することが望まれる。	平成30年4月に、指定管理者が、ベンチや私物を撤去するよう自治会に指示し、平成30年5月に撤去を確認した。また、入居者が共用スペースに私物を置かないよう、平成30年6月に掲示した。